

令和3年

第1回市議会定例会 議案第58号

函館市指定介護療養型医療施設の人員，設備および運営に
関する基準を定める条例の一部改正について

函館市指定介護療養型医療施設の人員，設備および運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市指定介護療養型医療施設の人員，設備および運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市指定介護療養型医療施設の人員，設備および運営に関する基準
を定める条例（平成25年函館市条例第29号）の一部を次のように改
正する。

目次中

「 第3節 運営に関する基準（第47条～第55条）」を
「 第3節 運営に関する基準（第47条～第55条）
第6章 雑則（第56条） 」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 4 指定介護療養型医療施設は，入院患者の人権の擁護，虐待の防止等
のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修
を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 指定介護療養型医療施設は，指定介護療養施設サービスを提供する
に当たっては，介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険
等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努め
なければならない。

第4条第1項第1号中「，薬剤師および栄養士」を「および薬剤師」
に改め，同項中第5号を第6号とし，第4号の次に次の1号を加える。

(5) 栄養士または管理栄養士 療養病床の数が100以上の指定介護

療養型医療施設にあつては、1以上

第4条第3項第1号中「、薬剤師および栄養士」を「および薬剤師」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 栄養士または管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数および療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上

第4条第6項中「第1項第5号および第3項第6号」を「第1項第6号および第3項第7号」に改め、同条第7項ただし書を次のように改める。

ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第4条第8項中「第1項第5号、第3項第6号」を「第1項第6号、第3項第7号」に改める。

第17条第6項第1号中「委員会」の後ろに「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第18条第6項中「行う会議」の後ろに「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者またはその家族(以下この項において「入院患者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第20条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持および改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(^く口腔衛生の管理)

第20条の3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第28条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

- 4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第29条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症や非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項第1号中「委員会」の後ろに「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の後ろに「ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練」を加える。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項各号列記以外の部分中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の後ろに「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第39条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条に次の2項を加える。

- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第44条第2項第1号ア（イ）ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア（ウ）を次のように改める。

（ウ）一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第45条第2項第1号ア（イ）ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア（ウ）を次のように改める。

（ウ）一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第46条第2項第1号ア（イ）ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア（ウ）を次のように改める。

（ウ）一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第48条第8項第1号中「委員会」の後ろに「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第52条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第53条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに

類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第53条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第27条まで」の後ろに「第29条の2」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第56条 指定介護療養型医療施設およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているまたは想定されるもの(第11条第1項(第55条において準用する場合を含む。))および第14条第1項(第55条において準用する場合を含む。))ならびに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定介護療養型医療施設およびその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって

認識することができない方法をいう。) によることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の函館市指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第4項、第39条の2(第55条において準用する場合を含む。)および第43条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第28条および第52条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の2(第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(^{くう}口腔衛生の管理に係る経過措置)

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の3(第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第5条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条第3項および第53条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第6条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条の2(第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防およびまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

第7条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条第2項第3号(第55条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定介護療養型医療施設は、その従業者または職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止および発生時の対応に係る経過措置)

第8条 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第39条第1項(第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

第9条 施行日以降、当分の間、新条例第44条第2項第1号ア(イ)の規定に基づき入院患者の定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護療養型医療施設は、新条例第4条第1項第2号および第3号ならびに第53条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護療養型医療施設における夜間および深夜を含めた介護職員ならびに看護師および准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

2 前項の規定は、新条例第45条第2項第1号ア(イ)の規定に基づき入院患者の定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指

定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、前項中「第4条第1項第2号および第3号」とあるのは、「第4条第2項第2号および第3号ならびに附則第2条第2号」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定は、新条例第46条第2項第1号ア（イ）の規定に基づき入院患者の定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第1項中「第4条第1項第2号および第3号」とあるのは、「第4条第3項第2号および第3号ならびに附則第4条」と読み替えるものとする。

第10条 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、または全面的に改築された部分を除く。）の病室であって、この条例による改正前の函館市指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「旧条例」という。）第44条第2項第1号ア（ウ）bの規定の要件を満たしているもの、旧条例第45条第2項第1号ア（ウ）bの規定の要件を満たしているものおよび旧条例第46条第2項第1号ア（ウ）bの規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

（提案理由）

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定介護療養型医療施設の事業の基本方針、人員の基準等に関する規定を整備するため